

あきる野市自動販売機設置契約書（案）

あきる野市（以下「発注者」という。）と〇〇〇〇〇〇（以下「受注者」という。）は、自動販売機（以下「自販機」という。）の設置について、次の条項により賃貸借契約を締結する。

（貸付物件）

第1条 発注者は、次の物件を受注者に貸し付ける。

施設名称 旧秋川図書館

所 在 あきる野市平沢32番地1

貸付箇所 玄関西側（屋外）（別紙図面）

貸付面積 1.2 m²

（使用目的等）

第2条 受注者は、発注者が公募した際の条件を遵守するとともに、本件賃貸借物件を自販機設置の目的以外に使用してはならない。

（賃貸借期間）

第3条 賃貸借期間は、令和7年7月1日から令和10年6月30日までの3年間とする。

（貸付料及び支払方法）

第4条 貸付料は、貸付基本額（月額500円）及び売上金額の〇〇%とし、受注者は、発注者が発行する納入通知書により、発注者の指定する日までに支払うものとする。なお、消費税及び地方消費税率が変わった場合には、これに従う。

（電気料）

第5条 受注者は、本契約に基づき設置した自販機に電気の使用量を計る子メーターを設置するものとする。

2 施設の借受人（公益社団法人あきる野市シルバー人材センター）は、施設全体の前月電気使用料の単価に基づき当該月の子メーターの表示する使用量により自販機の電気料を計算し、受注者に請求書を送付するものとする。

3 受注者は、前項の請求書に定める日までに指定された口座に電気料を支払うものとする。

（延滞金）

第6条 前2条に規定する支払期限を遅延し、かつ、督促状の指定期限までに納付がないときは、納入期限の翌日から遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により決定する率を乗じて計算した額を、受注者は延滞金として発注者に納入しなければならない。ただし、延滞金の額に100円未満の端数があるとき又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

（売上報告書の提出等）

第7条 受注者は、本件賃貸借に係る自販機の売上状況を月ごとに取りまとめ、四半期それぞれの最終月の翌月の15日までに、売上報告書を発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、受注者から売上報告書の提出を受けたときは、速やかに貸付基本額と売上報告に係

る貸付料を取りまとめ、受注者に納入通知書を送付するものとする。

- 3 発注者は、受注者が提出した売上報告書に疑義のあるときは、自ら調査し、受注者に対し詳細な報告を求め、又は是正のために必要な措置を講ずることができるものとする。

(権利義務の譲渡等の制限)

第8条 受注者は、本契約により生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第9条 受注者は、契約の履行の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(自販機設置の基準)

第10条 受注者は、次に掲げる基準に基づき自販機を設置しなければならない。

- (1) 設置する自販機には、販売し、管理する者の会社名又は管理者名を必ず明記すること。
- (2) 市は、エコ活動を推進していることから、省電力、ノンフロン対応等環境負荷を低減した自販機とすること。
- (3) 自販機を据え付ける場合は、転倒防止措置を講ずること。

(使用済み容器の回収ボックスの設置及び管理)

第11条 受注者は、使用済み容器の回収ボックスの設置及び管理について、次の点に留意して行わなければならない。

- (1) 使用済み容器の回収ボックスは、導入機種に対応したものを設置すること。なお、投入口付近には、一般ごみ投入禁止及びリサイクル推進を表示するとともに、外観色は周辺環境に配慮したものとする。
- (2) 回収ボックスからの使用済み容器の回収及び処理は、受注者の責任においてこれを行う。処理に当たっては、法律又は条例の規定に基づき許可を得るなど適切な業者に委託するものとする。なお、回収頻度については、回収ボックスから容器があふれないよう十分に配慮するとともに、周辺環境の美化に努めること。
- (3) 自販機が他社との併設の場合は、関係者間で回収方法を協議し、責任を明確にした上で適切に回収及び処理をすること。

(契約の解除)

第12条 発注者は、受注者がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

(有益費の請求権の放棄)

第13条 受注者は、本契約を終了したとき、本件賃貸借物件の改良のために費やした金額その他有益費についてその価格の増加が現存する場合であっても、発注者に対し、その費やした金額又は増加額の請求を行わないものとする。

(損害賠償)

第14条 受注者は、この契約に定める義務を履行しないために発注者に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として発注者に支払わなければならない。

第 15 条 本契約が終了したときは、受注者は自己の責任において本賃貸借物件を原状に回復した上、発注者の指定する期日までに明渡しをするものとする。

第16条 受注者は、設置した自販機の衛生管理及び商品の販売、故障及び苦情に関し、発注者及び第三者に対して、管理者の責任義務を負わなければならない。

受注者（賃借人） （住所） ○○○○○○○○○○○
 （氏名） ○○○○○○○○○○○
 ○○○○○ ○○○○

[貸付物件位置図・平沢32番地1]

